

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成28年6月28日(火)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

荻田雅宏, 河森佳奈子, 小林道生, 鈴木壽美子, 松永聡子, 村上直人, 山本薫正, 吉村峰仙(以上学識経験者), 渥美利之, 大多和暁(以上弁護士), 内山梨枝子, 山崎まさよ(以上裁判官)

(説明担当者)

酒井淳一(事務局長), 山田稔(首席家庭裁判所調査官), 室城順子(次席家庭裁判所調査官), 佐藤和英(次席家庭裁判所調査官), 伊藤剛(次席書記官), 村上誠(主任書記官), 古田島知子(家庭裁判所調査官), 小室智子(裁判所書記官)

(庶務)

大園守雄(総務課長), 高橋聡子(総務課課長補佐)

4 議事内容等

(1) 各委員からの意見も聴取した上, 家庭裁判所委員会規則に基づき山崎まさよ委員が委員長代理に指名された。

(2) 新任委員5名から自己紹介があった。

(3) 「人の一生に見る家庭裁判所との関わり～家庭裁判所のメニュー～」をテーマに, 家庭裁判所には様々な手続があり, 国民生活に深く関わっていることについて, 村上主任書記官, 古田島家庭裁判所調査官及び小室裁判所書記官から説明があった。

(4) 各委員から次のような質問, 意見が述べられた。

(○印: 委員発言, ◇説明担当者発言)

○ 教員のため, 家庭裁判所といえば少年事件であったが, 家事事件もあり, 人の一生の

中で家庭裁判所が深く関わっていることを知った。ひとり親家庭の増加で十分な教育が整わない子どもがいることや、両親が言い争っている姿を見て心を痛める子どもがいることを思うと、家庭裁判所がどのように関わっているのか、子どもの生活を支えるために養育費がどのように決まるのか気になった。

- ドメスティックバイオレンスの被害者や親元で生活できない子の保護に係る仕事をしており、家庭裁判所にも関わってもらっている。また、ひとり親家庭が増加しており、県でも子の貧困対策という計画を立てており、養育費の問題には関心が高い。さらに、少年非行に関わる仕事もしているので、家庭裁判所のいずれの手續も詳細に知りたいところである。
- 相続に関する取扱い件数が増えているというのは、家庭環境が複雑になっているからだと推測するが、どの程度増えているのか。
- ◇ 本日は、統計資料を用意していない。実務に携わる者の感覚としては、相続に関する手續は増加しており、遺産分割では権利意識の強い人が増加している印象である。
- 性別の取扱いの変更に関与していることは、意外であった。これは、戸籍を変更するからだと思うが、親子関係の問題、成年後見の問題など家庭裁判所が関わる範囲が広すぎる印象があり、別の制度によってできないのかと思うところもあるので、性別の取扱いの変更の場合、家庭裁判所がどのように関わるのか教えて欲しい。
- ◇ 性別の取扱いの変更の手續は、法律上要件となっている「2人以上の医師の診断書」により医学的根拠を確認し、さらに裁判官が非公開の場で本人の事情や意思を確認した上で、最終的に裁判官が判断を行うことになる。
- 離婚の場合、評議などで裁判官が関わるのは分かるが、性別の取扱いの変更にも裁判官が必ず関わる必要があるのか。
- ◇ 家事事件手續には、当事者が対立して争う性質の事件「別表第二事件」のほか、家庭裁判所が後見的な立場から許可等を行い関与する事件「別表第一事件」がある。性別の取扱いの変更や相続放棄は、「別表第一事件」に当たり、裁判官が判断する手續となる。
- 家庭裁判所委員会の趣旨に則り、何らかの形で家庭裁判所委員会委員の意見を家庭裁判所の運営に反映すべきであり、子の貧困や虐待の問題などについて委員から経験を出

し合って、家庭裁判所とどのように関わるのか検討したり、逆に家庭裁判所から例えば、後見事件が増えているけれども職員が不足している状態でこのような点で困っていると
いった紹介をしてもらい、委員が助言を行うなど、有意義な議事運営としたい。

- 委員会当日は、家庭裁判所の問題点について委員が活発に意見交換できるよう、説明資料は事前に配布しておいてもらいたい。

教育委員をしているので、少年の問題、離婚に伴う家庭の崩壊を深刻に受けとめている。母子家庭の増加などの現状を見ると、家庭裁判所が司法の枠を超え外部機関とも協力し、積極的にいろいろな役割を果たす時代に来ていると感じる。家庭裁判所委員会からも積極的に提案を行っていききたい。

- 静岡県内では、裁判官一人当たり同時にどれくらいの調停委員会が併存して開かれているのか。

- ◇ 調停事件の申立てがあった後、その事件を担当する裁判官が決まり、裁判官によって調停委員会を構成する調停委員が指定される。調停委員はその事件しか担当しないわけではなく、他の事件も複数担当することがある。裁判官も同様である。

裁判官一人当たりの調停事件数の資料を、本日は用意していない。

- 別表第二事件については審判の前に調停を申し立てなければならないことなど、手続きがわかりにくい。手続きについて相談する受付態勢は、どうなっているのか。

- ◇ 裁判所は、利用が考えられる手続や申立てに必要な書類等について手続案内を行っているが、自分のケースの場合どの手続を行ったら有利かなどといった相談に対しては、最終的に判断者となる裁判所が説明を行うことはできない。

- 中学生を対象とした家庭裁判所の見学ツアーが8月4日にあると裁判所ウェブサイトによって知ったが、大学生を対象にした見学ツアーも企画して欲しい。

- 調停委員として長く調停事件に関わっており、時代の変化に応じ調停事件も随分変わってきたと感じる。調停の当事者は家庭裁判所に来ることが初めての者が多く、緊張をほぐしてから話を聞くようにしている。子の出生に関し300日問題などもあるが、何とか子にとって不利にならないような調停運営を心掛けている。最近、外国人の事件が増えており、さらには勉強してから調停に臨む人が多く、最初から弁護士が付いて争

う姿勢を露わにした事件も多い。

- 仕事で青少年の育成に関わっているので、少年事件の手続には非常に関心が高い。保護司の数が年々減少している問題など、国民全体で少年を支えていかなければならないと思うところもあり、そのためにも、家庭裁判所が家庭の問題に密接に関わっており、国民にとって身近で大切な存在であり、決して敷居の高いところではないことについて、もっと国民に理解して欲しいと思う。

そのために、家庭裁判所についてアピールすることが大事であり、見学会などを行うのであれば、市の広報誌への掲載などお手伝いすることができる。家庭裁判所の案件が増えており複雑化している中で、いろいろな立場の委員が家庭裁判所のために応援できることは何なのか、家庭裁判所委員会で教えてもらえると、広く国民にも家庭裁判所の理解が広まっていくのではないかと思う。

- 昭和の時代には社会慣習により法律による解決の一手手前で解決していたような案件も、社会が豊かになり、家庭裁判所に持ち込まれ解決されるようになったということがわかった。

虐待している親の親権停止には手続に時間が掛かるところ瞬間的にやらなければならないが、裁判という枠組みの中だけで解決できず行政等の関わりが重要になってくる。他にも、例えば後見の手続では、本人に手術が必要な場合、成年後見人は同意ができないことなど、どこまで法律で解決できるのかという疑問はある。

- 家庭裁判所の動向を知るために、次回は統計資料を用意して欲しい。

相続や成年後見の手続に興味がある。成年後見については、成年後見人による不正行為が後を絶たないなど制度として限界が見えてきている。遺産分割については、調停を行ったばかりに相続人の争いが激化することもあり、争う前に円満解決ができるとういと思う。

5 次回テーマ及び期日

各委員の投票の結果、次回は「親子に関する手続」について取り上げることになり、次回期日については平成28年11月21日（月）とした。